



大津市公報

平成30年3月26日
号外(第13号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例

- 36 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 1
- 37 大津市監査委員条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。
平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第36号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例
大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等) 第2条 一略一 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)～(5) 一略一 (6) 決算常任委員会 <u>35人</u>	(常任委員会の名称等) 第2条 一略一 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)～(5) 一略一 (6) 決算常任委員会 <u>37人</u>

附 則

この条例は、大津市監査委員条例の一部を改正する条例(平成30年条例第37号)の施行の日から施行する。

大津市監査委員条例の一部を改正する条例を公布する。
平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

大津市条例第37号

大津市監査委員条例の一部を改正する条例
大津市監査委員条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第200条第2項に規定する事務局の設置及び法第202条に規定する監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。 (議員のうちから選任する監査委員の数) 第2条 議員のうちから選任する監査委員の数は、 <u>2人とする。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。 (議員のうちから選任する監査委員) 第2条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 2 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1市議会議員のうちから選任された監査委員の項を削り、同表識見を有する者のうちから選任された監査委員の項中「識見を有する者のうちから選任された監査委員」を「監査委員」に改める。